

市職員の給与と職員数を公表します

■問い合わせ先 人事課 ☎(36)5051

I 給与・定員管理などの状況

1. 総括

(1) 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 平成28.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	26年度 人件費率
27年度	96,449人	358億7,984万3千円	3億4,914万2千円	38億6,138万4千円	10.8%	11.2%

(注) 1 人件費には給料、手当、共済費、報酬などを含む
 2 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引き、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもの

(2) 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
27年度	373人	15億3,008万2千円	3億6,670万5千円	5億7,961万6千円	24億7,640万3千円	663万9千円

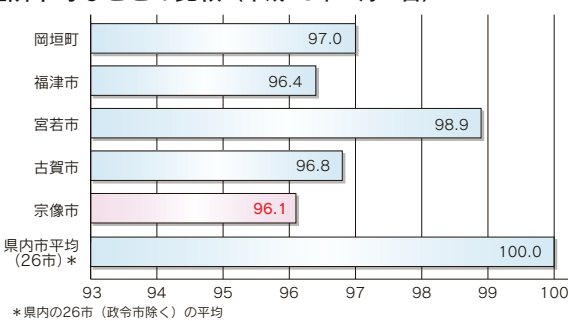
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の数
 3 給与費には短時間勤務職員(任期付、再任用)の給与費を含み、職員数には当該職員を含まない

(3) ラスパイレス指数(各年4月1日現在)

年度	宗像市
23年度	96.2
27年度	94.9
28年度	96.1

(注) 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の、全地方公共団体の給料水準を示す指数のこと

近隣市町などとの比較(平成28年4月1日)



2. 職員の平均給与月額、初任給など(平成28年4月1日現在)

(福岡県は平成27年4月1日現在)

(1) 職員の平均給料月額や平均給与月額、平均年齢

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額 (注)1	平均給与月額 (注)2	平均給与月額 (国比較ベース)
宗像市	43.4歳	319,318円	410,264円	360,228円
福岡県	43.2歳	333,464円	415,002円	369,300円
国	43.6歳	331,816円	-	410,984円

(注) 1 「平均給料月額」とは、基準日現在の職員の基本給の平均のこと
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査と同じ。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で再計算したもの

(2) 職員の初任給

区分	宗像市	福岡県	国	
一般行政職	大学卒	178,200円	180,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	146,500円	146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	252,075円	353,264円	367,783円	401,277円
	高校卒	なし	282,975円 (*1)	336,700円 (*2)	358,420円 (*3)

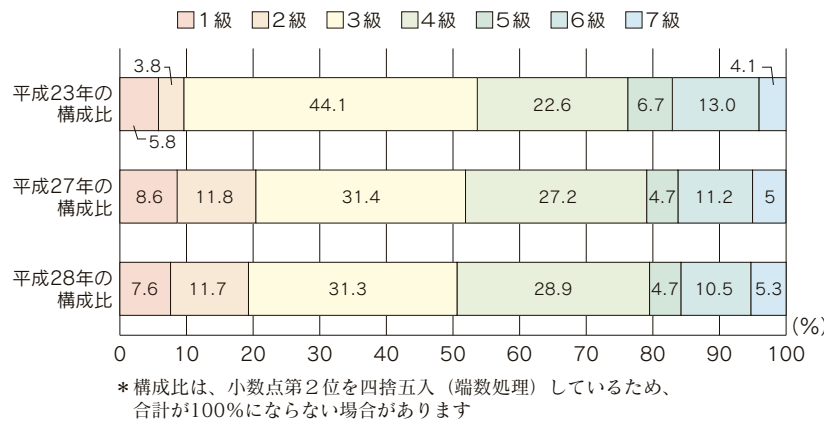
(*1) 経験年数19年以上22年未満 (*2) 経験年数24年以上27年未満
 (*3) 経験年数29年以上32年未満

3. 一般行政職の級別職員数など

(1) 一般行政職の級別職員数(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	26人	7.6%	141,600円	246,600円
2級	主事・技師	40人	11.7%	191,700円	303,400円
3級	主査・主任主事・主任技師	107人	31.3%	227,900円	349,200円
4級	係長・企画主査	99人	28.9%	261,100円	383,100円
5級	主幹	16人	4.7%	287,100円	392,200円
6級	課長	36人	10.5%	317,700円	409,400円
7級	部長	18人	5.3%	361,800円	444,100円
合計		342人	-	-	-

(注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務



* 構成比は、小数点第2位を四捨五入(端数処理)しているため、合計が100%にならない場合があります

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象に、能力・業績に基づく人事考課を実施し、昇給へ反映(平成21年1月から実施)



4. 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	宗像市	福岡県	国	
1人当たりの平均支給額(27年度)	154万2千円	159万円(見込み)	非公表	
27年度支給割合*1	期末手当	2.6月分(1.45月分)	2.6月分(1.45月分)	2.6月分(1.45月分)
	勤勉手当	1.6月分(0.75月分)	1.6月分(0.75月分)	1.6月分(0.75月分)
加算措置の状況*2	役職加算 5~20%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

*1 ()内は、再任用職員にかかる支給割合
 *2 職制上の段階、職務の級などによる加算措置
 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況
 全職員を対象に能力・業績に基づく人事考課を実施し、その結果を勤勉手当に反映(平成20年12月から全職員対象)

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

区分	宗像市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	なし	定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)	なし	定年前早期退職 特例措置 (2~45%加算)
1人当たり平均支給額	該当者なし(注2)	2,281万9千円	未公表	未公表

(注1) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給した平均額
 (注2) 任期付職員を除く

(9ページ上段へ続く)

4. 職員の手当 (8ページから続く)

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	6,863万8千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額 (27年度決算)	15万円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
宗像市	4.50%	453人	0%
宗像市 (医師)	18%	1人	18%
福岡市 (派遣職員)	10%	3人	10%
東京都特別区 (派遣職員)	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	203万円		
支給職員1人当たりの平均支給年額 (27年度決算)	7万8千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	6%		
手当の種類 (手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
下水処理従事手当	右記の業務に従事する職員	汚水や汚泥の中に立ち入って行う作業	1日400円
生活保護事務従事手当	生活保護の現業事務に従事する職員	生活保護の現業事務	月額5,000円
船員食糧手当	船舶に乗り組む職員	-	月額5,000円
運航管理者手当	船舶を運航管理する職員	船舶の運航管理に関する業務	給料の月額3%
副運航管理者手当	船舶を運航管理する職員	船舶の運航管理に関する業務	給料の月額2%
航海手当	船長か機関長の職務を代行する職員	船舶の運航管理に関する業務	1航海当たり100円
防疫等作業従事手当	右記の業務に従事する職員	感染症患者らの救護や病原体の付着した物件の処理作業	1日400円
行旅病人救護等従事手当	右記の業務に従事する職員	行旅病人の救護や行旅死亡人の死体措置	行旅病人 1件1,000円 行旅死亡人 1体10,000円
有害薬品害虫防除従事手当	右記の業務に従事する職員	人体に有害な薬品を使用して害虫除去作業	1日400円

(5) 時間外勤務手当

	26年度決算	27年度決算
支給実績	1億9,146万6千円	1億8,970万2千円
職員1人当たりの平均支給年額	41万6千円	41万5千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容と支給額	国の制度との比較 (異なる場合はその内容)	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給 配偶者 …………… 13,000円 配偶者を除く扶養親族1人につき …………… 6,500円 配偶者なしの場合の1人目 …… 11,000円 特定扶養加算 (満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日まで) …… 5,000円	同じ	5,538万円	23万7千円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、その家賃額に応じ、27,000円を限度に支給	同じ	3,317万3千円	27万2千円
通勤手当	【交通機関利用者】 6カ月定期券などの価額を一括支給。ただし、1カ月当たり55,000円が支給限度 【自動車などの交通用具使用者】 通勤距離(片道2km以上)に応じて毎月支給。距離区分2～3kmは2,200円。以後、1km増すごとに600円加算。ただし、1カ月当たり55,000円が支給限度	交通機関利用者は同じ。自動車などの交通用具使用者は距離区分・支給額などが異なる	3,154万4千円	8万円
管理職手当	管理職職員に定額支給 77,900円～41,600円	制度は同じ。支給額が異なる	4,848万7千円	71万3千円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる下記の職員に支給 医師 413,800円	同じ	496万円	496万円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 医師 20,000円/回 (常直120,000円/月) その他の職員 4,200円/回 (常直 21,000円/月)	医師のうち常直勤務額が異なる	367万2千円	21万6千円

5. 特別職の報酬など

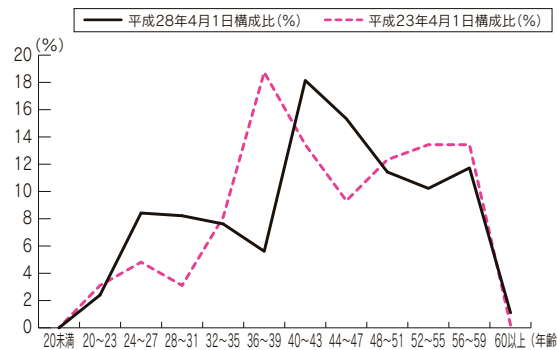
(平成28年4月1日現在)

区分	給料月額
給料	市長 848,000円 副市長 681,000円
報酬	議長 533,000円 副議長 474,000円 議員 441,000円
期末手当	市長・副市長 (27年度支給割合) 3.15月分 *加算措置あり(20%) 議長・副議長・議員 (27年度支給割合) 3.15月分 *加算措置あり(20%)
退職手当	市長 (算定方式) 給料月額×510/100×勤続年数 (1期の手当額) 1,729万9千200円 (支給時期) 任期ごとに支給する 副市長 (算定方式) 給料月額×300/100×勤続年数 (1期の手当額) 817万2千円 (支給時期) 任期ごとに支給する

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の退職手当の見込額

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳
職員数	0人	11人	38人	37人	32人
区分	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳
職員数	24人	83人	69人	51人	46人
区分	56歳～59歳	60歳以上	計		
職員数	54人	3人	448人		



(3) 職員数の推移

区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(%)
一般行政	311人	313人	308人	307人	297人	298人	△13(△4.2%)
教育	63人	62人	65人	67人	73人	73人	10(15.9%)
普通会計	374人	375人	373人	374人	370人	371人	△3(△1.0%)
公営企業会計など	80人	78人	78人	78人	84人	77人	△3(△3.8%)
総合計	454人	453人	451人	452人	454人	448人	△6(1.3%)

(注) 各年の定員管理調査で報告した部門別職員数

人口規模が類似している主な自治体の特別職の報酬 (平成28年4月1日現在)

区分	福津市	古賀市	春日市	大野城市
給料	市長 850,000円 副市長 701,000円	市長 875,000円 副市長 689,000円	市長 952,100円 副市長 783,600円	市長 926,000円 副市長 763,000円
報酬	議長 464,000円 副議長 414,000円 議員 388,000円	議長 495,000円 副議長 436,000円 議員 400,000円	議長 589,200円 副議長 515,400円 議員 470,600円	議長 568,000円 副議長 507,000円 議員 462,000円

6. 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (平成28年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		27年	28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	105	105	0	
		税務	37	37	0	
		労働	0	0	0	
		農水	19	19	0	
		商工	17	16	△1	課の統合による減
		土木	38	38	0	
		民生	46	47	1	家庭児童相談員の増員
		衛生	29	30	1	保健師の増員
		計	297	298	1	
教育部門	73	73	0			
小計	370	371	1			
公営企業会計などの部門	病院	3	3	0		
	水道	12	6	△6	事業の包括委託に伴う業務減	
	交通	20	20	0		
	下水道	12	12	0		
	その他	37	36	△1	共同設置する認定審査会職員の減	
小計	84	77	△7			
合計	454	448	△6			

(注) 職員数には宗像ユリックス、玄界環境組合、宗像地区事務組合などへの派遣職員と任期付職員を含む (育休代替職員は除く)

(10ページ上段へ続く)

7. 公営企業職員の状況 (9ページから続く)

下水道事業 職員給与費 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質取支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総支出に占 める職員給与費比率
27年度	25億1,381万 6千円	4億4,123万 9千円	4,177万2千円	1.70%	1.50%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費2,791万5千円を含まない

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
27年度	10人	4,222万 3千円	1,091万 2千円	1,655万 2千円	6,968万 7千円	697万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、平成27年3月31日現在の数

II 勤務時間、その他の条件

(1) 勤務時間

勤務時間	午前8時30分から午後5時まで、1日7時間45分	週休日	土曜日、日曜日
------	--------------------------	-----	---------

(注) 職場などで、上記と異なる場合あり

(2) その他の勤務条件 (平成28年4月1日現在)

① 休暇

種類	事由	取得期間	給料支給	
年次有給休暇	1年ごとの休暇	年20日	有給	
病欠休暇	負傷や疾病で療養する必要がある場合	結核性疾患の場合		1年
		その他の疾患の場合		90日
特別休暇 (主なもの)	分娩休暇	産前8週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間		有給
	出産補助休暇	2日の範囲内		
	結婚休暇	7日の範囲内		
	子(中学就学前)の看護休暇	5日の範囲内(対象者が2人以上=10日)		
	ボランティア休暇	5日の範囲内		
	忌引	配偶者 7日 父母(血族=7日、姻族=3日) 祖父母、兄弟姉妹(血族=3日、姻族=1日) 孫など 1日		
介護休暇	配偶者や一定の範囲内の親族を介護する必要が生じた場合	連続する6カ月間の期間内で必要と認められる期間		無給

② 育児休業制度

種類	事由	取得期間	給料支給
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる期間	産後休業終了日の翌日から子が3歳に達する日までのうち、職員の請求に基づく期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、休業や短時間勤務することができる制度	条例で定める勤務形態のいずれかの範囲例) 1日の勤務時間が2分の1、週3日勤務など	
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

III 分限と懲戒処分状況

分限処分とは、職員が一定の事由でその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。分限処分には、降給、休職、降任、免職の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、任命権者がその職員の責任を追及して行う処分です。公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分のことで、懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(平成27年度実績)

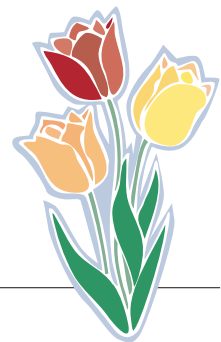
分限処分の状況		懲戒処分の状況	
内容	人数(延べ)	内容	人数(延べ)
降給	0人	戒告	0人
休職	15人	減給	0人
降任	0人	停職	0人
免職	0人	免職	0人

IV サービスの状況

地方公務員法では、サービスの根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(地方公務員法第30条)と定めています。この根本基準の具体的規定として、「法令などや上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為などの禁止」「営利企業などの従事制限」といったサービス上の義務が定められています。

営利企業などの従事許可の状況 (平成27年度実績)

区分	件数
営利企業などの役員の地位を兼ねること	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	0件
報酬を得て事業や事務に従事すること	12件



V 研修と勤務成績の評定

(1) 職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に、任命権者が組織的・計画的に実施します。このことは、地方公務員法第39条に規定され、市では、「宗像市職員人材育成ビジョン」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

平成27年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

職場外研修	<ul style="list-style-type: none"> ▽独自研修(新規採用職員採用時研修、初任層職員職務支援研修、新任課長・係長級職員研修、階層別職員研修、女性職員キャリア研修、OJT(部下指導)研修、福祉研修、情報セキュリティ研修) ▽能力開発研修(法制研修などの各種専門研修) ▽外部派遣研修(福岡県市町村職員研修所など研修機関での各種専門研修、民間企業等派遣研修、海外派遣研修)
-------	---

(2) 勤務成績の評定

任命権者は、公務能率の増進を目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を実施し、その評定の結果に応じた措置を講じることとされています(地方公務員法第40条)。

市では、平成14年度から全職員を対象に人事考課制度を導入しています。その後、制度の改善を図りながら運用しています。

VI 福祉と利益の保護状況

職員の福利厚生制度の一環として、職員やその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡、災害などに関して適切な給付を行うための、相互救済を目的とする共済制度があります。具体的には地方公務員等共済組合法に基づき、福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病氣やケガの治療時の保険給付や、老後の経済生活の支えとなる退職共済年金の支給などを実施しています。

また、労働安全衛生法などに基づき、職員の健康と安全を確保するために、安全衛生管理体制の整備や健康診断などを実施しています。公務中や通勤途中の災害などによって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などをします。

(1) 健康診断の実施状況 (平成27年度実績)

区分	受診者数
職員総合健診	452人

(2) 職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づいて、宗像市職員互助会を設置し、職員の保健、元氣回復のほか厚生に関する事項を計画的に実施しています。

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助と親睦を図ることを目的に、会員の掛金と市の助成金で運営されています。

●職員互助会に対する公費負担状況 (平成28年4月1日現在)

年度	福利厚生事業に係る決算額	職員互助会への公費負担額		職員互助会会員数	会員1人当たりの公費の補助金額	公費負担率
		A	B			
26年度決算	10,373千円	2,481千円	14,094千円	462人	5,370円	14.9%
27年度決算	11,352千円	3,187千円	13,983千円	461人	6,913円	18.5%

(3) 公務災害などの状況 (平成27年度実績)

公務災害	通勤災害	計
2件	0件	2件

VII 公平委員会から業務状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公平委員会は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合は、公平委員会は必要な審査を実施し、事案を判定し、地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければなりません。

27年度実績	0件
--------	----

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合は、公平委員会は事案を審査し、その結果に基づいて処分を承認か修正、取り消す判定をします。

27年度実績	0件
--------	----